第二期第２回選挙市民審議会議事録

日時　　2018 年 4 月 26 日（木）14:00－15:45
場所　　衆議院第 2 議員会館　地下 1 階第 5 会議室
出席委員　片木淳、只野雅人、三木由希子（以上共同代表）
　　岡﨑晴輝、小澤隆一、桔川純子、小林五十鈴、小林幸治、坪郷實、田中久雄
委任委員　大山礼子、濱野道雄、山口真美
欠席委員　石川公彌子、北川正恭
事務局　　城倉啓、太田光征、岡村千鶴子、桂協助、志村徹麿、富山達夫
書　記　　岡村千鶴子　吉野健太郎

城倉啓：本日スカイプにて委員就任依頼を引き受けてくださっている岡﨑晴輝さんに出席いただいています。第一番目に委員就任の件を審議してください。委任状は大山委員・濱野委員・山口委員よりいただいていますので、本会申合せの定足数を満たしております。では、片木代表、早速ですがお願いいたします。
片木淳：ちょっと遅れて申し訳ありません。それでは早速本日の議題。まず最初に、岡﨑晴輝さんでよろしいんですかね。我が選挙審議会委員就任の件について議題といたします。城倉さんからで良いですか。ご説明をお願いいたします。
城倉啓：はい。３月の選挙市民審議会で打診することが決議されて、そして事務局でお願いしたところご内諾をいただいています。そして今日はスカイプという形で研究室にいらっしゃるという形ですけれども、ぜひこれよろしくお願いいたします。
片木淳：それでは委員就任の件から、結論と言いますか、決定に入りたいと思いますけれども、委員の皆様方、ご異議無いでしょうか。ございませんね。それでは、岡﨑さんに我が選挙市民審議会への委員になっていただくということでお願いをいたしたいと思います。早速ですがそれでは岡﨑さん、ちょっとご挨拶できましたらお願いできますでしょうか。
岡﨑晴輝：九州大学の岡﨑晴輝と申します。専門は政治理論ということになって、ちょっと実務の方にあまり詳しくはないんですけれども、理論的な方から貢献できればと思っています。今日はスカイプ参加で申し訳ありませんが今後ともよろしくお願いいたします。
片木淳：はい、ありがとうございました。それでは岡﨑さんには今後ともネットを通じて、あるいは現実に出席いただくこともあろうかと思いますが、積極的にご参加いただきましてご意見等を賜ってまいりたいと思います。
　それでは早速ではありますけれども、本日の議題に入りたいと思います。今日は選挙運動期間撤廃ということでございまして、小林さんの方から、若干の資料もご提出いただいておりますので、これに基づきまして、小林さんの方からよろしくお願いしたいと思います。
小林幸治：はい、それではちょっと中途半端な提案で恐縮なんですけれども、途中まで文章化したものを作ったんですけれども、ちょっと間に合わなくて、途中までの作成途上のものを提示してもどうかなと思ったので、パワーポイントの資料だけでご了承ください。
　先に、基本的に 12 月に作成して確認していただいた、答申に基づいてどういうふうな考え方を、という部分もあるので、もし今日の議題はこれがメインだと思いますので、片木座長から、答申の内容を今日のテーマに沿ったところを報告いただいて、じゃあそれについてどう示していくかってことを僕の方から提案させていただいた方が良いかなと思うんですけどいかがでしょうか。よろしいですか。答申をお持ちじゃない方もいますよね。

答申の 95 頁の選挙運動のところからが今日の議題のところになるかと思います。たぶん答申では文章上で選挙運動規制の廃止ということで、選挙運動期間の撤廃ということを話していて、選挙運動期間というのが、いろんな経験上、定常化しているというか、もう染み込んでいるみたいな感じになっちゃっているので、それを撤廃するイメージが全体として共有化できないので、一回整理しましょうということが一つの今日のメインというか、ポイントだと思っています。95 頁に選挙運動規制の廃止ということで、96 頁に選挙運動ってじゃあ実際に何が行われているのかって、公職選挙法上の項目を並べたものが 97、98 頁にあるかと思います。この規定というのが基本的に選挙運動期間にかかる規制、こういうことやっちゃいけませんよ、こういうことできますよってことが定められているものっていうのが、釈迦に説法ですけれどもご確認ください。98 頁から坪郷さんが具体的には第 1 部門でご提案いただいたものですけれども、選挙運動期間の撤廃、選挙手続き規定の新設ということで示していただいているものです。具体には 100 頁、現行の問題点と改革の方向性ということでお示しいただいていて、101 頁のほうに（4）で選挙運動撤廃後の選挙手続きに関する新設ということを挙げていただていて、その 101 頁の（A）のところで、国政レベルの手続き、102 頁の（B）のところで自治体レベルの手続きということでお書きいただいています。それぞれ選挙期日の決定、①が選挙期日の決定、②が必要な場合政党政治グループの届出ということで 100 日前ということを挙げていただいていて、③で候補者ないし候補者名簿の届出ってことで 70 日前にと挙げていただいて、④で候補者ないし候補者名簿の公表 50 日前にということを挙げていただいています。まあ、基本的に自治体レベルも同じ規定になるかと思います。それを基本的なことと考えていまして、それで今日お配りいただいている、A4 半分のもの、パワーポイントの資料でドイツ連邦議会の選挙、これちょっと訂正前のものを送ってしまったので、恐縮なんですけれどもドイツ連邦議会を参考にしたものということになっていますので、ドイツがこの期日ということではないので、ちょっとその辺ご了解ください。で、101、102 頁のものをここに単に記しただけのものではありますけれども投票日開票日が基本にあって、その 100 日前までに政党政治グループの届出をし、70 日前までに候補者、候補者名簿の届出をして、50 日前までに候補者、候補者名簿の公表ということを想定しているという答申になっています。次のページも同じで、ドイツの自治体選挙を参考にして提示したものということですので、これもご了解いただければと思います。その 3 頁に各選挙の公示日、告示日というのが改めて、日本の現行法上はどうなっているかということで記していますが、12 日間中の 7 日、9 日、7 日、5 日っていう日にちがあって、かなり選挙期間って短いっていうのが答申の中でも坪郷さんにご指摘いただいていますけれども、本当に短いなって、改めて整理させていただいています。で、ちょっと参考になりそうな情報というか資料ということで、インターネット上でちょっと調べた程度のものなんですが、4 頁のほうに唐津市の市議会議員選挙の際の、こういうスケジュールでやりましたよっていうものが載っていたので、ちょっとそれを参考に付けています。市議会選挙、実際には 1 月の、去年の 1 月 29 日に投開票日として選挙が行われていて、年末年始を挟んでいるので少し長くなっているのかなっていう気がするんですが、立候補届出等の説明会が 60 日ほど前に行われていて、立候補者の事前書類審査を経て、選挙人名簿、告示日の前の日にそれをやって、1 週間前に告示と同時に、立候補届出の受付をし、ここに載っかっているようなことを、手続き的に行っているというようなことが分かるかと思います。なので、公職選挙法、法律ですべて定めがあるのか、または規則等で決められているものがあると思いますけど、そういったところで決められたものが、まあ期日まで規定されている

ものとそうでないものがあるかと思うんですが、こういうことが手続きとして、選挙管理委員会、もしくは各自治体の行政の中で行われているっていうことだと思います。じゃあこれに、こういった現行の仕組みを変えて、選挙期間期日、選挙運動期間を撤廃した場合にじゃあどうするのかということを、5 頁の考え方として示しています。現行法上でも選挙日の決定というところでは、衆議院、参議院で満了の場合には 30 日以内に選挙しなさいよということ。知事、首長、自治体の場合においても満了 30 日以内にしなさいよということは法律で決められていることです。それはそれで置いておいたとして、ドイツを参考にして坪郷さんがお示しいただいた期日を前提にして、立候補者の届出っていうのを 50 日前に行ったらどうかという提案です。その場合に一つが期日前投票、不在者投票の開始日をどうするかって、まあ 2 週間程度置いたらどうかということです。ですので 50 日前には選挙の投票日の、50 日前には立候補者が決定していて公表していると。事実上の選挙運動と言われるものが、50 日前から行えるようにするということです。だから選挙運動規制も基本的に撤廃してしまいますので、それまでの政治活動の延長で同じようなこともされるだろうし、50 日前からちょっと力を入れて色んなことをやる候補者もいるでしょうし、もっと短い 1 週間前だけに集中してやる方もいるでしょうし、もうそれはそれぞれの候補者で自由にやっていただければということが基本だと思います。ただ 50 日前には立候補の届出があって、それを投票開票日の基準日として、50 日前には決まっているということを法律で決めようというようなことです。この 5 頁に関しては、任期が満了した場合で、一方で解散の場合にはどうするのかってことが出てくると思います。憲法で衆議院が解散された時には 40 日以内に総選挙を行い、と定められているので、5 頁の 50 日前というのは、規定しようとすると、憲法を変えなければいけないということが発生するので、ちょっと違う規定を考えていかなきゃいけないのかなと。憲法に基づいて公職選挙法についても 30 日とか 40 日ということが定められていますので、その辺はちょっと基本的にいじらないで、8 頁の解散の場合には 40 日、衆議院の場合には 30 日前には立候補者の届出をする、というような規定にしてはどうかなということです。将来的に憲法が何らかの形で改正される途上に上がってきたときには、場合によっては憲法の規定も変えて、解散の場合にも 50 日前にするっていうことも考えられるんですけど、現行だとちょっとそれが難しいのでってことで、30 日、40 日ってことで、知事、長の場合は 40 日、自治体の議員の場合は 30 日ってことを置いたらどうかなってことです。これも同じようにそれぞれの候補者の方がどういう運動をするかってことは、それぞれの活動で自由にやっていただければ、みたいなことで想定しています。基本的なイメージが 50 日が良いのか、30 日で良いのか、みたいな話というのは、制度的な根拠というのもなかなか想定しづらいところもあるので、ということだと思います。ただ、なぜ現行の 12 日とか 17 日とかでは駄目なのかっていうことは言えるのかなと思ってます。1 週間とか 2 週間足らずで、例えば自治体議員の選挙なんかは 5 日前に候補者の名前が出るんですね。で、5 日間の間にをれを有権者が精査して誰か 1 人に決めるということが物理的にあまり望ましくないというか、本当に判断できるのかということは言えるかなと思います。それを 30 日なり 50 日なりっていう、今よりはかなり長期間になることによって、直接話を聞く機会も増えるでしょうし、色んなものを、政策パンフレットなんかを見る機会も増えるでしょうし、そういうことで候補者のそれぞれの考え方なんかも理解することができると思うので、そういったこと一つひとつが投票行動に繋がってくるし、投票率の向上なんかにも影響してくるんじゃないかってことも言えるんじゃないかなと思います。実際にやってみてどうだったかというのは実際にやってみないと分からないですけれども、一般

的に考えればそういったことも考えられるのかなと思います。基本的に今日のお題のイメージっていうのはこの辺りなんですが、これに伴って、これに関係してそれぞれの手続きでやらなければいけないこと、やるべきことっていうのをどこで位置付けるか、規定するかってことと、あとは前回のもう一つのテーマというか、公費負担との関係で、どういうふうに整理していくかって作業も必要なのかなと思っていて、その辺はちょっと重ね重ね申し訳ないんですけれども、今日はイメージだけしか提示できていないので色んなご意見いただいた上でもう少し整理出来たら良いかなと思っています。ですので、もうちょっと外国の例なんかも少し引っ張ってきて、具体的な案をと思っていますので、何となくイメージは掴んでいただけたかなと思いますので、大変恐縮なんですけれども、大体そんなところで、ということです。片木座長からも補足があればご指摘いただければ。

片木淳：特に今は無いですが、後でまたみなさんのご議論に応じて私も質問もさせていただきたいと思います。今はちょっとまだ事前調整の時間があまりなかったので、この場で必要があれば発言させていただきたいと思っています。

以上ご説明終わりました。ありがとうございました。何でも結構です。質問なりご意見なりありましたらどなたでも自由に出していただきたいと思います。よろしくお願いします。はい、坪郷さんお願いします。

坪郷實：第 1 部会の方で色々議論しましたのでその関係で、大体のことは今小林さんから言われたので、みなさんから色々議論が出た後に発言をしても良かったんですけれども、ちょっと最初にいくつかのポイントだけ意識した点をお話できればと思います。それで、何よりも選挙期間の撤廃、選挙運動期間の撤廃というのは、二つの理由をこの提案でも挙げていますけれども、第一は今の選挙期間が短い状態では、市民が選挙運動に関わる機会がひじょうに限定されているということが一つです。二番目の理由は、既存政党や既成政党にある程度有利な形になっている。これは政治運動ということで、選挙期間以前は政治運動という形で選挙活動が実質的には行われているので、既存政党や候補者、議員は有利なわけですけれども、新しい政党や新しい候補者の場合は、やはりその機会がひじょうに少なくなっていると、いうことが選挙運動期間の撤廃の二つの理由ということになります。それと二点目の関連で一番強調したい論点の一つは、衆議院も自治体選挙もですね、市長や知事選挙も含めてですけれども、基本的には任期満了選挙が基本であるという選挙文化をいかに定着させるのか。ですから衆議院が選ばれた時点で、次の選挙は何年何月に行われるということを、みんなが意識して議論ができるような、そういう選挙文化を新しくできないかなというふうに考えているわけです。ですから任期満了選挙を基本に考えると。まあ衆議院の場合はいつ解散があるのかという議論にすぐなるんですけれども、逆に参議院の場合は、3 年ごとに 6 年任期で半数改選で選挙があるということは、みんな意識して動いていますので、衆議院も基本は参議院と同じように任期満了選挙の期日を意識しながら政党や国会での議論が進むということが、政党や国会での議論が進むというような方向にいければということなんですが、それと同時に、衆議院と国政レベルと、自治体レベルをほぼ同じ枠組みで提案をしているわけですけれども、これは提案はそうなっているわけですけれども、これ国政レベルと自治体レベルは、それぞれで考えて決めていく。あるいは自治体選挙の場合には、国で一括で決めるよりも、自治体主導の議論に基づいて、こういう手続きを決めていくという想定もしておく必要があるのではないかというふうに思います。それから基本的に提案の中では、立候補の名簿の届出と、候補者ないしは候補者名簿の届出と、候補者ないし候補者名簿の公表というですね、届出と公表は一応分けているわけですね。日本は行政が非常に迅速にやる

ということで、立候補を締め切ったらすぐに公表するという形でやっているので、そちらを使うのであれば二重にしなくても、立候補者の届出日を決めれば、すぐ公表されるということを想定するならば、二重にやらなくても良いかなというふうには思いますけれども、その点のポイントは一つあると。それから期日前投票は、以前の全体会でも議論になりましたけれども、期日前投票というのを直前に限定するのか、あるいは候補者が公表されれば期日前投票は可能にするのか、という大きく二つの議論はあるかと思います。1 週間や 2 週間という、直前でないと意見が変わるのではないかという議論もあるわけですね。これはスウェーデンなんかの場合には、期日前投票は郵便で行われているので、かなり以前から出来ますけれども、スウェーデンの場合は意見が変わったら再度投票して、後の方が有効だという手続きがあるようなので、例えばそういうふうなことを考慮しながら議論をする必要があるのではないかというふうに考えますので、まあ若干の補足ということで、3 点ばかりお話をしておきます。

片木淳：ありがとうございました。今の点私の方からもう少しご説明をいただきたいということで質問をいたしたいと思いますが、最初におっしゃった選挙文化、任期満了が基本だということで、何となくそんな気もするんですけれど、その根拠というか理由が基本にすべきだというのはどういうふうに位置付けたらよろしいんでしょうか。

坪郷實：基本的には選挙は 4 年の任期ということを有権者は想定をして投票して決めていますので、この議員を 4 年間、この議員たちに政治を任せるということで投票していますので、任期満了というのは、有権者との契約というのかどうかということですけれども、約束としては基本それではないかと。ただ政治というのは色んなことが起こりますので、解散というようなことを認めるとすれば、解散というのは認められるかもしれませんが、基本としてはやはり 4 年任期で選んだ以上は 4 年任期というのが基本だと。単純な理由ですけれども。

片木淳：なるほど。じゃあ、全く解散を否定するということではなしに、政治的状況とか色々あればそれはそれで従来通り衆議院についてはあり得ると。

坪郷實：それはドイツの場合についてはですね、実際は任期満了が従来の経験から言うと、任期満了選挙はずっと続いているんですけれども、しかし何回か解散した経験があるんですね。しかしドイツでは解散という規定自体は、日本の場合は問題になるわけですけれども、必ずしも明示的な解散規定ではないので、やむを得ずおの規定を使って解散できるという形を使ってやっているので、解散はしてるけれども、できればやっぱり任期満了が基本だという法律や制度の枠組みになっているので、まあ日本の場合も解散が自由だと考えるのか、任期満了を基本と考えてやむを得ない場合は解散と、いう選択肢になるのかなと思います。

片木淳：なるほど。分かりました。今の点について何か。どうぞ、小澤さん。

小澤隆一：すみません。途中から来て最初のご報告を伺っていないんで、今の点についてお伺いした限りで理解しましたけれども、憲法学の観点からしますと、この憲法の下で自分たちは選挙をしているというふうに有権者が考えたとするとですね、解散しないのが常態だというふうに言い切れるのかどうかということなんですね。日本国憲法は解散も含んで制度化しているということであれば、衆議院は必ず 4 年、必ずはちょっときついですね。4 年が常態だというふうに有権者が納得ずくで選挙しているというのは、憲法の立場から言うと言い切れない。そこまでは言えないんじゃないかという感じがしますね。それで、もちろん今みたいな半年もしないのに選挙やるなんて言い出すくらいですから、日本の現状はグズグズなところがありますけれども、だからといって、憲法を変えないでそこまで行けるの

かと。例えば憲法に解散権の行使についての、今ちょうど問題になっている、制限規定があれば別ですけれどもね、こういう場合にしか解散できないという規定があるなら、それは原則例外関係だと、常態が 4 年だと言えるんですけれども、そういう状況になっていない中でですね、やっぱり慣行としてでしか、4 年常態論というのはなかなか言えないんじゃないかというのが私の感じなんですけれどもいかがでしょう。

片木淳：ありがとうございました。坪郷さん、今の点について何かあれば。ああ、はい、岡﨑さんどうぞ。すみません皆さん、まず岡﨑さんから。

岡﨑晴輝：はい、ありがとうございます。今ドイツの話が出ましたけれども、イギリスの 2011 年。

片木淳：岡﨑さんすみません。ちょっと声が途切れるみたいな感じなんで、少し大きな声ですみません、マイクに近づいてお願いいたします。

岡﨑晴輝：はい。すみません。ドイツの話が出ましたけれども、聞こえますか。

片木淳：はい、聞こえます。

岡﨑晴輝：イギリスの 2011 年に議会任期固定法という法律が制定されたというのはよく知られているところですね。これ法律でも一切解散が無いわけではなくて、特別の場合には解散があり得るというふうな規定があると。そうして前回解散総選挙がありましたね。で、今の日本国憲法体制化で、同じような法律を制定して 4 年を原則とすると。ただ例外的に解散を認めるということは、法律を制定して十分に可能なんではないかと、いうのをイギリスを少し参考にして議論しても良いのではないかなと。私の方で十分に把握していないんですが、以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。坪郷さん、お二方から出ましたんで少しコメントをお願いします。

坪郷實：はい。あの議論としてはその辺りを議論してどういうふうに最終的にまとめるのかということで結構だと思いますけれども、ただ基本的な現状の今の大きな問題点があるということを意識して、議論したうえで決めるということでやっていただければと思います。

片木淳：はい、分かりました。じゃあこれから細かい文章を詰めていく段階で、この原則 4 年、例外解散というふうにするのかどうか、するにしてもその理由をどのように立てるのか、そこはまた現行憲法を前提にする立場と憲法改正の立場と両方あるかと思いますけれども、それをやっていきたいということで今日のところはこれでよろしいですかね。田中さん、何かあれば。

田中久雄：今岡﨑さんの発言された内容と同じなんですが、イギリスの場合は 5 年ですよね。原則 5 年で定期的に解散すると。臨時的なものは例外として認めるという法律ができているわけです。ドイツも時期の政権というか、だれが首相になるかというのを決めない限り解散できないというシステムになっていると思うんですよね。ですからそれぞれの国でやはり党利党略による解散を避けて、定期的に政権交代があらかじめ予想されて、その準備ができると。それがお互いの公平平等な競争原理であろうという考えのもとに、そういうものを法律で決めているわけですよね。ですから日本なんかも憲法上は小澤さん言われるように、そのへんはまだ課題なんですけれども、やはり解散というものを制約してある程度準備期間を置いてですね、公平な競争ができるような制度にすべきであると。その場合には法律の立法化ということも考えて良いんではないかということも提言しても良いんじゃないかということですね。

片木淳：ありがとうございました。どうぞ。

小澤隆一：そういう議論をぜひここでも皆さんと一緒にやってみて、どんな方向性が出せるのか私も考えてみたいと思います。で、ご参考までに憲法学でどんな議論をしてきたかということに関わって情報提供ですけれども、結局憲法学の中では、これも釈迦に説法かもしれませんけれども、7 条だけで解散できるのかと。要するに、解散を 69 条で信任不信任の時だけに限定しろっていう、69 条限定説というのがこれは有力にあるわけですよね。だからそれでいえば首相の勝手な専権だなんて言わせる解散はもうシャットアウトできるので。ただ現状は慣行そうでないと。で、憲法学の多数説も、只野さんどうですかね、7 条解散は認めないというのがやっぱり少数ですよね。69 条限定説って少数ですよね。ですからそういう状況なんですよね。やっぱりやられちゃってる以上、突っぱねるわけにもいかないんで。9 条とはそこは風向きが違って。ですんでそういうところで憲法は憲法なりに歯止めをかけようとしているっていう、そういう状況ですかね。

片木淳：ありがとうございました。三木さん何かありましたかね。どうぞ。

三木由希子：国政のことだけ話してるって理解で良いですかね。一つはですね、自治体の場合リコールがあったり、直接的な権利が住民に付与されているっていうところがあって、その政治的な都合だけによらない選挙っていうのがあり得るという状況ですよね。なので基本はその 4 年任期を全うするというのが原則ですし、それが無いとたぶん新しく出ようとする人たちの準備が難しいという世界にもなるので、4 年ごとという原則で良いと思うんですけれど、地方自治法上とかで認められている住民の権利みたいなものと、ちょっとその抵触するような議論になっていかないのかなという懸念があるので、そこをどういうふうに整理すれば良いのかなということが、一つの疑問です。一つが政治グループとして届出ようとすると 100 日前に出さなければいけないと。候補者として出ようと思うと、70 日前までにやらなきゃいけないということになるので、そっから先の立候補ができないという理解で良いんですよね。そうするとむしろ既存政党が有利になるんじゃないかなという気がしていて、それだけの活動ができる、或いは準備ができる体力が無いとなかなか立候補ができないということに逆になりかねないという気もしたんですけれども、その辺りはあまり懸念材料にはならないのかなと、いうところが質問です。

片木淳：じゃあ坪郷さんからご説明いただけますか。

坪郷實：例えば自治体レベルの選挙っていうのは三木さんが言われた通り、制度がそもそも国の作りとやっぱり違うので、別立てで議論が必要だと、いうふうにはまず思います。それと、それじゃあ期日が現在よりも長くなることによって、どうなるかってことなんですけれども、実質的にやはり自治体選挙に出て当選するための準備をしている人たちは、やはり少なくとも 1 年ないし、1 年以上前から準備が無いとなかなか難しいというのはあると思うんですね。ですから色々な問題はあるかもしれませんし、急遽立ちたいということができないかもしれませんが、ただ一定の日にちを確保して、有権者に選択肢を早く提示するということも大事なので、その辺の兼ね合いではあるかと思うんですけれども、その関係で国政と自治体レベルでは届出の期間を違った数字にすると、いうことは当然あり得るので別途の議論をしながら決めたら良いのではないかというふうには思います。

片木淳：まああれですよね。リコール、地方自治のレベルでは国政と違って非常に重要な直接民主主義的な機能が入っているわけで、これは十分尊重していかなきゃおかしいと思いますんでね、そこはだいぶ違ってくる可能性がありますよね。そこで私の方からちょっと細かい点ですが、自治体は条例でってことですが、この我々の一期の答申ではですね、ご説明いただいた通り 101、102 頁なんですけれども、大体同じことを書いてあって、ただし国は

法律で、自治体は条例でっていうことで、まあこれここでもちょっと議論があって地方自治はもう少し幅を持たせたやり方で良いんじゃないかということを議論して、条例ということにしたと思いますけれども、質問なんですけど坪郷さんのご説明でさっき、自治体についてはそれを尊重してと、柔軟なやり方をですね、ここでは具体的に何日って決めてありますけれども、すべきではないかというご発言があったんですけれども、そうするとあれですかね、先の話になりますけれども、102 頁あたりの書き方ですね、これは次の答申では変えるというか、この延長線上にあるという理解で良いと思うんですが、表現はだいぶ変わってこないといけないんでしょうかね。

坪郷實：それであの、片木さん言われたように（B）のところでは、手続き規定を条例などでと、などが入っていますので条例に特定したわけではなかった。まあ議論としては条例でやると決まらなかったので、条例などという形で含みを持たせた方が良いというご提案があったのでこうしたと思うんですね。ですから片木さん、今言われた趣旨で良いというふうに思います。

片木淳：分かりました。「など」の中に、いや条例で決めても良いんですけどね。ただ私がちょっと懸念しましたのは、同じような書き方をしていますから、まあ例示って書いてありますんであれなんですけれども、国政も 70 日前、地方も 70 日、50 日、50 日という書き方していますよね。そうしますと読んだ場合には、国政と同じことで、地方もかっちりとそういう何か地方自治法に書くのかどれに書くのか分かりませんけれども、ある程度具体的な期日を書き込んで、それを条例でという、まあちょっと条例の自由な余地っていうのもあんまり見えてないんでですね、そこでこの表現は変わってくるのかなと、こう思ったんですけどね。

坪郷實：はい、趣旨は私もそのように考えています。

片木淳：はい、分かりました。どうぞ小澤さん。

小澤隆一：小林さんの報告の途中から入ってきて恐縮なんですけれども、このテーマのですね、選挙運動期間の撤廃っていう表現と、今ここでご提案があった制度改革の中身にですね、ちょっとうまくフィットしているのかなという感じを持ちました。といいますのも、選挙運動期間の撤廃、いわゆる事前運動を全部自由にするっていうのですね。だから私は今度この選挙に立候補しますよっていうのを、選挙運動期間云々関係なしにですね、もうばんばん言えるっている、そういう意味での選挙運動期間の撤廃ならしっくりくるんですよ。しかしですね、このご提案だとかなり早め早めに候補者の届出をしてもらって締め切るということになりますと、候補者の届出をやった、候補者が揃った、さあそこから全部の候補者が揃ったところで、選挙戦が始まるわけですから、そこにどういう公費の支援が入るのかというのは別にしても、事実上それが選挙運動期間になるとすればですね、これは撤廃ではなくて実質長期化なんじゃないかと、延長じゃないかと、そういうふうな印象を素朴に持ったんですけれどもいかがでしょうか。

片木淳：じゃあ小林さん、そこはお答えいただけますか。

小林幸治：片木さんから答えていただいた方が。あの、選挙運動期間の撤廃、だから、選挙運動そのものを無くしてしまうので、選挙運動規制を無くしてしまうので、選挙運動期間も必要なくなる、という考え方。なんていうんでしょうね。裏表みたいな関係。小澤さんがおっしゃっているのも正しい理解なんだと思うんですよ。今で言う事前運動が自由になるっていう考え方も別に間違った捉え方ではなくて。だから期間も無くなれば、規制も無くなるって、だから極端な言い方をすれば何でもしていい、買収とか特定の何か票をお金で買うと

かってことのいくつかの規制はきちんと置きますけど、それ以外は本当に何でも好きにやってくださいというような、基本的な考え方だと。はい。補足があれば。
坪郷實：あの、補足ですけど、そもそもですね、公職選挙法の選挙規制を撤廃するということが大本にありますので、撤廃した後一体じゃあどうなるか、具体的なイメージがわかないので、選挙運動期間が廃止されたらどういう状態になるのかという議論で、この手続き規定を提案してるんですね。ですから手続き規定が前面に出て、これを議論するというよりも、手続き規定ですので公職選挙法のように、色んな規制の法律ではなくて、手続きの規定、ないしは手続きの法律があるだけなので、どちらかというとこれは有権者や一般の市民があまり意識するよりも、自分が立候補するにはこの規定、手続きに則らないと立候補できないということで見ないといけないんですけれども、公職選挙法に代わってこれができるというイメージではなくて、具体的なイメージを抱いてもらうために、手続き規定はありますよと、こういう流れで選挙は具体化していきますよ、ということで提案をしていますので、小澤さんが言われるように、これが前面に出るとですね新たな規制ではないかというふうに逆になってしまうので、そういう懸念をで出されたと思うんですが、そういう趣旨なんですが。
小澤隆一：これで規制が強くなるっていうようには捉えていないです。だけど、おそらく候補者が出揃ってからの運動が、これは長期化するのは確実なので。で、今お伺いして何となく分かってきたんですが、これは選挙運動規制撤廃という表現じゃ駄目なんですかね。何かイメージとしては期間じゃなくて規制撤廃の方が、私は今お話を聞いていてしっくり来たんですけれども。
小林幸治：答申の方では選挙運動の規定で、先に選挙運動規制の廃止が来てるんです。だから、はい。
片木淳：ちょっと確かに、そういう疑念を抱く方はおられるでしょうから、ちょっとまた我々の今期の答申では、表現、大体それ意識して書いたつもりだったんですけれども、もうちょっとうまく頭に入るように書くということは、宿題になるかもしれませんね。
　で、今の点と先ほどの三木さんの質問に関連して私の方からご質問をもう一度坪郷さんに、坪郷さんでなくて小林さんにお願いした方が良いでしょうかね。このドイツの自治体選挙、あれはお話ありましたように、参考にした日本の案だということでしたかね。いずれにしましてもドイツも日本もこういう感じで、ということですが、さっき説明のありました、政党政治グループの届出は 100 日前までで、候補者の届出は 70 日前までと。こういうことですが、これは今お話のあった実際の運動と言いますかね、それを始める、まあさっき言ったように選挙運動規制を撤廃すればいつからでも政治活動として始まっているわけなんですけれども、この届出を分けてる趣旨、さっきご説明のあったようにイメージとしては政党は 100 日前から、候補者は 70 日前から、本格的なというか手続き的な上での選挙活動に入るという理解になるんでしょうか。ドイツもそうなのか、ちょっと教えていただきたいと思いますが。
坪郷實：基本的にはこのドイツの、101 頁の下から 7 行目にありますように、この日数は選挙運動期間の無いドイツ連邦議会の手続き規定を参考にして設定しているものということで、基本的にはドイツ連邦議会選挙の手続き規定を使っています。ドイツの場合には自治体選挙は各州ごとの選挙法と手続法によって定められていますので、かなりばらつきがありますので、参照したのはそういう形で参照したということですね。それで、必要な場合というふうに書いたんですけれども、政党政治グループの届出が必要な場合にはというのは、こ

れは審査が必要な場合があり得るので、少し一定の期間を設けたということなんです。これも自由に届出だけでやるので、あまり審査も必要ないということであれば、これは無くても良いかもしれないですけれども、ただそういう場合をどう考えるかということで設定はしているということですね。それで、ドイツの場合はとりわけ政党法がありますので、政党ないしは政党の資格は無いけれども政治グループでも届出は出すことが出来ますので、こういう手続きがあるので一応参照ということで挙げたので、必要なければどうするかということになると思います。それから後は届出と公表ということになるわけですが、基本的にはこれは手続きなので、例えばドイツの場合でも連邦レベルの全国政党の場合も、自治体レベルでは多くの、日本よりもはるかに多くの地域政党がそれぞれの地域しかない地域政党があるんですけれども、それぞれの政党の名簿作りというのはこういう期日よりもかなり早い段階で作られていますので、まあその時点から既に選挙運動自体は、それぞれの政党や政治グループが始めていると、後はですね、その選挙期日を目指してどれくらいの期間集中して選挙運動をやると、有権者にアピールできるかということで、各政党や政治グループ立候補者は自分の重点を 2 ヵ月位にするのか、2、3 週間にするのかということをそれぞれ決めてやるんですね。それは相互に対立候補が動き出すとやっぱり動き出さざるを得ないのでそういう動きが出てくるんですけれども、まあそういう中で行われているということですね。

片木淳：あれ、坪郷さん昨年のドイツの連邦議会選挙については、私ネットで拝見したんですけどね、自治総研でしたかね、そこでかなり詳しく発表されてだれでも読めますので、みなさんも読まれたらどうかと思いますけれども、あと今おっしゃった手続きの具体的な流れで何か発表されたものはございませんか。まあ、前にだいぶこの場でも選挙の前でしたけど発表いただいたんですけれども。それからそうしますとあれですか。今のお話ですと小林さんの今日の発表の 3 つ目の候補者の届出、70 日前という候補者の届出の中には、政党による名簿に載った候補者、名簿の届出みたいなものはこっちなんでしょうかね。この候補者の届出っていう候補者というのは、個人候補者だけじゃないですよね、たぶん。だから本当の手続き的な選挙運動は、この 70 日前から始まって、さっきおっしゃったように政党とか政治資金の関係か分かりませんけれども、確定しとかないとまずいのはその前に政党という組織としての手続きがあるという感じなんでしょうかね。

坪郷實：ドイツの場合には政党法がありますので、政党法上ですね候補者は党の大会で決めなければならないと。それをいつ決めるのかという関連規定がありますので、それに則って、もっと前倒しで決まっているということですね。

片木淳：それがこの 100 日でよろしい？

坪郷實：これは、政党ないしは政治グループとして認められるための届け出なんです。既存の政党は既に認められている所はこの手続きする必要はないということですね。例えば国会議員が何人いる政党はという形になるんだと思うんですけれども。或いは初めて選挙に今回出るので、政治組織あるいは政党として届け出が必要な手続きを作るかどうかということになると思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。何かご質問ご意見ありますか。では、田中さんの方からお願いします。

田中久雄：私も規制は撤廃するということで、あと手続き的に政党とか候補者の名簿を 100 日とか 70 日前に届けなきゃいけないといった場合に、小澤さんと同じように、具体的イメージとして、例えば名簿の名前のリストをポスターとかチラシとか、それが届

け出を出した後じゃないとダメなのか。それとも党である程度候補者が決まったと、それは政治活動としてうちの政党は、この人を立候補させて選挙に打って出ますということで事前運動ですよね、そういうことが許されるのか。どいうことが、70 日前と後で変わってくるのかということが、イメージとして仮に手続きとした場合に、その前にフライングで名簿を出してポスターを作るとか、チラシを作った場合にそれは違法ではないのか。規制がない訳ですから違法ではないのかも知れませんけど。それがＯＫだということになると、届け出というのはどういう意味があるのかという議論があると思うんですよね。それともう一つリンクするのは、先ほど小林さんが公営選挙というか費用ですよね。選挙についてどういうやり方で公費を支払うのかということ、というのも議論があると思いますけど。どういう視点で、どういう活動に対して公費を支払うのかということが一つありますよね。もう一つは選挙運動費用ですよね。選挙運動費用規制ですよね。上限を定めるか、定めないか。定めないということであれば、それはいいんですけど。平等な選挙を担保するということで、一人当たりなり政党間なりの費用の上限を決めるということを前提に置くと、選挙運動期間の開始時期ですよね、そこからカウントして報告書を書かないといけないわけですよ。それをいつにするかということが、候補者名簿の届け出なのか、そこからなのかどうかということが、公費の負担の問題とかなりリンクしているんですよね。その辺の議論もこれから詰めていかないといけないと思います。

坪郷實：最初に言われたこととの関係で、公費負担だとか公営選挙については勿論議論が必要ですが。なぜ手続き規定が必要かというと、直接には選挙運動規制は一切ないので、基本的にはドイツの場合も、公職選挙法というものがない多くの先進国の場合、選挙運動規制を基本的にやらないというところは事前運動という概念がそもそもないので、自由です。それではなぜ 50 日とか 70 日と日程を決めているのかというと、投票用紙を作るためなんです。投票用紙を作るには、どこかで確定させて投票用紙の印刷に入らないといけないんです。ドイツは特に自治体選挙は、各政治グループや政党の候補者名簿を全部載せます。一政党 20 とか 40 の名簿を載せるので、背の丈ぐらいの大きな投票用紙になる訳ですね。それを正確に印刷するためにということがある訳ですね。日本はどういう選挙やるかににもよるんですけれども、今のように投票用紙を候補者の名前を書く、政党の名前を書くという形でやるのか、或いは比例とか小選挙区制の導入の時に、かなりギリギリまでいった訳ですけれども、全部印刷をしたところにチェックを入れる投票用紙にするのかという問題と関わってくるので、この手続きがあるのは投票用紙のためだと考える必要があるんじゃないかと思います。選挙運動規制のためにこれがあるのではないということですね。

三木由希子：基本的には選挙運動規制の撤廃なので、政治活動の延長に投票があるという、そういう枠組みですよね。むしろ、さっき私も質問したのが、100 日・70 日・50 日というのはそれより後には立候補ができないとか、ある種のそちらの制約規定だという意味に理解をしているんですね。そこは運動と直接関係なくて、立候補したければそれまでに準備してくださいという以上の意味でもないということですよね。だから、立候補予定者として運動するのに何の規制もないという話ですよね。但し、これよりも後に立候補しようと思ってもできませんよとなるので、それまでに準備してくださいと。そこから先の公費の負担に関しては、その選挙運動というのがない以上は選挙運動に対する公費負担という概念もなくなりますよね。そこで選挙運動ということでの公費負担

という考え方をこれまでと同じようにとっていいのかというところがそもそもある訳ですよね。確定をした段階で行政としても色々な準備ができますよという状態になるわけですよね。つまり、誰が立候補するのかということが、この時点で確定しますと。そこから先に、投票する人向けに様々な情報提供をするといった時に、さまざまにそこに公費で負担してくる部分があるということと。現在の公費負担の中には、あとからいろいろと精算して出てくるお金があると、それは運動期間が無い以上はあり得ないという話になる可能性がありますよね。投票するときの有権者に対する情報提供とかという意味での公費負担というのは、わりとはっきりすると思うんでけれども、それ以外の部分というのは従来と同じような議論の積み重ねだと、あまり意味のある話にはおそらくならないだろうというふうには理解しています。もう一つが、国政政党で国会議員がいると政党交付金が出ますけれども、それ以外は出ないという構造の中で、政党や政治グループ化ということをやっても、これは大元のベースの部分ですごく不平等があるという状態になるので、そういう意味では、公費負担を広く考えたときの政党交付金のあり方というのが今期の一つの大きなテーマだろうということ前回でお話があったと思うんですね。とりあえず、期間の区切りは、それよりも後は立候補はできませんという制限以外は設けないという前提で、あと何を整理する必要があるのかという所で少し焦点化をするといいのではないかというのが、皆さんのお話を聞いていて理解をしたところです。

小澤隆一：私の問題意識は、一つには第 2 部門の方で、衆議院について比例代表中心の選挙制度の提案をしていますので、やはりそちらの選挙制度改革と、この選挙運動がどうやって上手くフィットした、我々の審議会として統一性がある提案になるのかというのが問題意識としてありまして。おそらく比例代表選挙にやっていくと、やはりおのずと政党化になってもらわなければどうしようもない訳ですね。今みたいな日本の非政党的な状況ですね、議員の立場ですね、こういう状況は比例代表中心の選挙制度になることによって、ヨーロッパ並みの政治の政党化の方向に自然と行かざるを得ない。そうすると坪郷先生が言われているような、早目早目に選挙に名乗りを挙げるんだったら準備しなさいよとそれもおかしくはないと。ただ問題なのは、今の日本の政治の現状とのフリクションが気になっていって、例えばどうしても個人立候補やりたい、或いは政党と全く関係ないところから名乗りを挙げたい、そういう人たち、しかもそれが直前だと、ようやく話がまとまったと支持者が集まったと、そういう人たちを果たして 70 日・50 日で救えるのかという問題がありますね。政党間の言わば寄り合い所帯だったとしてもですね、70 日・50 日というのは非常に高いハードルになってしまわないか。比例代表選挙ということになれば、統一会派みたいなことも将来的に展望して動くということになるとすると、やはり直前にようやく話がまとまりましたっていうこともあると思うんですね。宇都宮選挙とか鳥越選挙みたいなですね、ああいうのだって結局ぎりぎりになってようやく立候補、さあ選対だっていう話になるわけですから。このハードルはどうやったら、日本の今の現実と擦り合わせができるのかなということもちょっと考えながら、第 2 の我々のメッセージを出していかないといけないとそんなふうに感じました。

片木淳：まあ、ドイツにはドイツの理屈があるんでしょうけれども。我々は、別に 50 日前 70 日前に拘る必要はない訳ですね。もっと短くしたってあまり変わらない、手続き的な話ですよね要するに、どういう投票ができるかというね。さっきのお話のような

電子投票の話とか、日本の選挙のやり方から言って名簿がどれだけ調整可能なのかというようなことを具体的に議論して、もし 50 日では早すぎると、まとまらないという話であれば、当面ちょっと短くしておくということでよろしいですかね。岡﨑さん、今までの所で何かご意見がございましたら、お願いいたします。
岡﨑晴輝：今のところありません。もう少し考えてみたいと思います。
片木淳：はい、ありがとうございます。いつでも結構ですので、ご発言ください。それでは、はいどうぞ。
小林幸治：今の期日の話は、答申の中でも 99 ページに坪郷先生が過去の変遷を載せておられて、1950 年の時点では衆議院も参議院も 30 日だったんですよね。ですから元に戻せっていうのもありますけどね。前に選挙管理委員会の実務をやっていた方のお話を聞いた時に、選挙期間が長くなって投票時間が長くなって、選挙管理委員会とか選挙に関わる職員が何人か倒れるっていう。これってやはり 5 日間とかで色々なことをやらないといけないという、行政職員も多分長くした方が良いし、ゆっくりというかそんなに焦ってやらなくてもという気はしますしね。それが 20 日が良いのか 30 日が良いのか 50 日が良いというのは、上手い理屈が見つかればそれはそれでとは思いますけど。
片木淳：それは、我々が今まで 50 日・70 日・100 日というふうにちょっと長めを設定していたのは今までの選挙運動規制の期間の選挙運動期間とは違うんだと、誤解されますかね、パッと同じようにすると、また前と一緒だというのもいけないというのがあったんではないですかね。それと選挙運動規制がなくなりましたら、選管の職員も非常に仕事は楽になるという面もありますね。だからぶっ倒れなくて済むかも知れませんし、そういう議論をこれからしていかないといけないという感じはいたします。田中さん、どうぞ。
田中久雄：今の坪郷さんのドイツの例を伺って、そうかなのかと納得いったんですけれども。そうであれば、政党の届け出名簿書の届け出というのは、投票用紙の印刷の期間として必要だということであれば、10 日前でも良い訳ですよね。そうなると三木さんが言われたように直前になって立候補しようという人も救える訳なんでね。その前は事前に選挙運動らしき、今まで日本で規制されていたものが自由にできるんだということであれば、それは公費負担とか選挙運動費用の報告書の計算をいつから始めるかという時期を決めるかとは別の問題として考えれば良いのであって。この届け出の時期は、極端に言えば印刷する期間があれば良いということで、その辺は分けて考えれば良い話ではないかというふうに感じました。
坪郷實：今の点なんですが、三木さんも言われたように直前の立候補はある程度余裕を持って認められるようにするためには、立候補者の届け出の期間を短くするというやり方はあると思うんですが。それは一つは印刷の問題なんですが。もう一つは期日前投票をどれ位認めるのが妥当なのかという、この二つの問題があると思うんですよ。立候補者が確定しないと印刷も期日前投票もできませんので。期日前投票ももっと郵便投票も入れてもっとやりやすく、参加しやすいようにするとかという議論も含めてやらないといけないんですが。その関連で何日にするのかと。ただ趣旨として 70 日ないしは 50 日にするというふうに、第 1 部門からの提案が長くなっているのは、先ほど片木さんが言われたように、今までとは違う選挙をやるんだという時にですね、手続きだけが受け止められて、何か別の議論が起こると困るので、ある程度自由な中でこれができるのでこういう期間設定をしているんだというその議論をしたいということで少し長めの形に

なっているということで。皆さんが具体的なイメージを持った上で、日本の場合には何日にするのが一番妥当かと、そういう議論だと思います。
三木由希子：私は直前のバタバタ立候補というのは、あまり良くないと思っているので。むしろ期間が長ければ長いほど、既成政党有利に体力の問題にやはりなるんじゃないかというところで、要は既成政党以外にとって有利という状況に果たしてなるんだろうかという疑問があるので、冒頭発言をしたんですね。基本的にはやはり政党とか政治グループに無責任に報道されたら困るというのがあるので。やはり責任持って候補者を選定するプロセスというのが、例えばドイツの政党の中にあったりとか、イギリスもそういうスクリーニングのプロセスがあったりとか、つまり候補者が決まっていくプロセスも含めて民主的にやっていくというのが、そもそも政党や政治グループの中にあって、まあ韓国も多分一緒だと思うんですね。その上での話だと思うので。今、日本はとてもそういう状態にはない中で、急ごしらえで立候補者がどんどん落下傘で行ったりするとか、名簿が急ごしらえで出て来て、何を私たちが選択しているのかがよくわからないまま投票しているという状態は良くないので。その政党なり政治グループなり、立候補しようとする人たちに前もってちゃんと意思表示をして、自分たちのことを社会的に理解してもらうとか、候補者が政党・政治グループから出てくるプロセスを民主的にしていくとか。いろいろなことをしないとおそらく変わらないだろうとは思うんですね。あまり短くて良いという話ではないとは思うんですけれども。結局、既成政党に有利になってしまうような、体力がある方が有利になってしまうような仕組みになってしまうと、改革を目指した方向とズレてしまう可能性があるので、そこが懸念材料というか、数字だけ見るとストンと落ちないところがあったということです。
片木淳：小林五十鈴委員や桔川委員何かありましたら、どうぞ。はい、只野委員どうぞ。
只野雅人：もう一つ論点としてあるのが、運動費用の上限みたいなものを定めるかという問題で。これは政党助成金とバランスをどうとるかという話と関わってくるところですね。答申の中では確か項目としては挙がっているんですけれども、おそらく立候補期間から投票日までの期間を定める意味として一番大きいものかも知れないですね。
片木淳：それは何ページでしたか。
只野雅人：124 ページに選挙運動費用の各国の状況みたいなものがあって、125 ページに項目ですかね、確かペンディングだったと思うんですが。公平な運動をどう考えるかという話ですね。現状だと選挙運動と政治活動が区別されていますが、こういう区別はなくなっていくので、どうするかというのがまたちょっとひとつ知恵を絞るところかなという感じがしています。ここは部門の方では、特に議論されていなかったんでしたっけ。
片木淳：あんまりやってないですね。今後もうちょっと詳しく、ドイツに限らないと思うんですけれども。123 ページと 124 ページの表がある、ここら辺の話ですかね。特に選挙運動費用の制限はどこかに 1 年前くらいからとか、イギリスを見ると、124 ページの表の選挙運動費用の制限がドイツはないんですけれども、イギリスはあると。このイギリスは下の方を見ると、「政党は、総選挙の投票日以前 365 日間」ということで 1 年間ですか、365 日間という書き方をしているようなんですけれども。それは選挙運動費用の制限をいつから始めてみて、イギリスは選挙運動規制はない訳です、ないんだけれども選挙運動費用というものの支出制限があるんだから、当然定義として選挙運動とは何かと、選挙運動費用とは何かということをどこかで決めてあるはずで。それはどんな

決め方をしているんだと、政治活動とどう分けているんだ、というところはまだ我々も宿題になっていると。同じように、こちらの補助もそうですね。政党一般に対する補助金の話で終わらせるのか、選挙を睨んで選挙の助成金のような話、それはドイツはあるんですよね。そういう話の視点と言いますか、いつから始めたものに対していくらお金を出すかという元の定義のようなものを確定していくという感じですかね。何かあれば。

小澤隆一：そのあたりの話、私もぼんやりとなんですけれども、やはり選挙運動における自由と公正というんですかね、勿論自由であるべきだというのと、今三木さんの言われたように、どんな候補者にとっても公正な状況が確保されるべきだと、両方の要請が入ってくると思うんですね。日本の候補者に対する選挙公営というものは、どんな政党のバックを持っていようが持っていまいが、候補者に対して平等に活動ができるようなを最低限の保障をしましょうということですので。それはそれで、そういう趣旨で意義がある。みんな自由にして公営なくせと、そういうふうには極端には振れないと思うんですね。そのあたりの塩梅をどうつけるかということで、運動が長くなるほど、どんどん額もかさみそうなので、アメリカのような大統領選挙のようなお祭り騒ぎを年がら年中やるっていうのも、日本国民には合わないなという感じもするので。どうやったらいいのかなと悩ましいと考えている所です。

片木淳：はい、小林委員。

小林五十鈴：今まで選挙運動のことを伺っていまして、私たち政治分野における女性活躍推進法が、衆議院をやっと通ったんですけれども、参議院で今国会が空転していまして、このあと 5 月の 8 日 9 日 10 日あたりでもう一度ロビー活動しようと、今のところの内輪の計画ですけど。それで、この前から上智大学の三浦まり先生たちと一緒にパリテ５０/５０とかというところで若い人たちがたくさん来ていまして、35 歳ぐらいまでの人たちで出て欲しいと、ちょっと厳しいなと言っているんですけど。出るっていう人たちは結構いたんです。で、その人たちをこれからどうやって出していくかということになりますと、政党が候補者を選ぶと比例ですけどね。それは、政党の自由で、やってくれなかったら罰則とかいうことをこれからどんどん要求していかなければいけないんですけど。今の運動をしていまして、やはり選挙運動資金ですね、あらゆる運動とか、政党に属していないで出る人たちもいると思うんですけど。これは国会議員だけじゃなくて、地方も私たちはこれからやらなくてはいけない、本当に私たちは手弁当で。この間も中川正春さんのところに私たちは自主的に行ったんですけど。いろいろな地域は中央の国会のことが全然わかっていない、政治の状況を。選挙運動ですね、それをこれから皆でやっていかなきゃいけないということで、お金のこととか考えさせていただきます。

片木淳：はい、ありがとうございました。それに関連して私の方からも報告したいと思います。皆さんもうご存知かも知れませんが、私も座長をさせてもらっていたんですけど、内閣府の男女共同参画で地方議員 4,000 名にアンケート調査しまして、回収率 4 割弱だったんですけど。それがまとまりまして、ホームページに出ております。検索していただければ出てきます。その中で、色々な問題点を指摘しておりますけれども、今おっしゃったように女性議員がなぜ少ないかという理由の一つで、現職の議員たちが答えているんですけれども、やはり資金の問題ですね、お金で非常に苦労したという。それから前から言われているように、もちろん選挙運動規制が厳しすぎて、新人が出にくいと。今やっている人たちの多くが再選されるという中で、女性が出ていきにくいと。そ

ういうことも報告しております。ですから、私もああそうかと思ったんですけど、女性議員を増やしていく、サラリーマンもそうなんですけど、増やしていくということにつきましては、やはり選挙運動の話、規制が強すぎるという点の撤廃も、ますます必要があるかなと思ってきますし。やはり選挙資金の問題ですね、これをどういうふうに確保していくのかということが課題になっているという所です。ご報告申し上げておきたいと思います。桔川さん何か、どうぞ。

桔川純子：韓国が 6 月 13 日に統一地方選挙が行われるので、先ほど三木さんからも韓国の話が出たので、少し情報という感じでお話させていただきます。今、統一候補を各政党で選んでいる時期で、広域自治体長の場合には統一候補は政党と党員と一般市民の選挙で選ばれているので、公正に選ばれているみたいなんですけれども。民主党の場合ですけれども、基礎自治体の場合は主に国会議員が審査委員会を作って、各政党の中で、今年は特に民主党は文在寅大統領の人気が高いのですごく候補者が多いみたいなんですけれども、その中で 2 人か 3 人に絞っていく時に、まず選挙をしないで国会議員の審査を通る、一応いくつかの条件をクリアされている前提ですけれども、そういうことが行われていてスタートラインにも立てない人たちが結構いるという状況です。これから、その 2 名とか 3 名で、党員と一般市民とで選挙をして、それで各政党の統一候補が出て、それから選挙になるという段取りみたいなんですけど。そういう経過を見ていて、先ほど坪郷先生がドイツのお話をされている中で、ドイツもイギリスもその中でシステムができているというお話だったので、政党になった場合に候補者を決める時に、ちゃんと市民が望むような候補者が選ばれるのかなと思いながら伺っていたんですけど。その辺はどうなんでしょうか。

片木淳：小林委員、どうぞ。

小林幸治：難しいですね。日本は政党法もないし。政党が必要なのかどうかという議論もきちんとした方が良いと思いますけど。結社の自由との関係とか。過去にも、政党法のようなものを作って、政党とは何ぞやみたいなことを規定してその役割もルール化した方がいいんじゃないかという意見のある人たちもいらっしゃったし。いやいや政治活動も自由で集まってやる、自主的な自由であることが基本なのでというような議論していた、90 年代に僕らの先輩方がそういう話をしていて、難しい問題だなと思いましたし。先ほど、落下傘議員候補のようなことも。ただ一方で、それを制限するというのも自由を剥奪するという難しい問題もあるし。簡単には結論が出ないと思いますし、このへん片木さんとか只野先生はどうお考えになるか、逆にお聞きしたいと思いますけど。

小澤隆一：今、小林さんが言われたようなこと多分あると思うんですよね。私も憲法学の中で、実はこの種の議論ほとんどやられていないに等しいんですけれども。やられている限りの議論というのは、今言われたように政党の内部秩序、政党所属の議員を候補者を内部で選定するときには、選定手続きをちゃんとはっきりさせろと、それを公開しろと言うようなことで言われていますね。ただそれをやると、本来政党は確かに政治に絡むけれども私的な結社なんだから、それは国家規制が厳し過ぎるからやめてくれというのと。いやいや民主主義のプロセスとしてこれは大事なんだから必要なんだという。だから政党法是か非かというような議論がずーっと続いてきているんですね。ひと頃結構華やかにやっていましたけど、政党助成法がとりあえず今みたいに安定しちゃっていて政党法までいかないという状況の中で、今はちょっと小康状態と、そんな感じでしょうか。ただやはり、こういう状況になればなるほど、市民と野党の共同とか連合とかで

すね、ああいうような状況。あるいは、宇都宮選対・鳥越選対みたいなものがどんどんできてくると、手続きをちゃんとしていかないと、有権者市民に対して、政党も選対に入る人も責任持てないよねというような雰囲気にはなってきていると思うんですね。中にはそのあたりは政党法というカッチリとした制度を大掛かりにやるよりも、せめて候補者選定手続きについては、首長とか議員とかはこういうふうにしたらどうかというガイドラインみたいなものを自治体で積み上げていくようなことをまず先行させていくことがいいんじゃないかと。その点では韓国の状況は参考になると思うんですね。それを参考にしながら、日本の政党や選挙に関わる市民も勉強する・実践するという、そんなところかなと思っています。

片木淳：よろしゅうございますか。事務局といいますか、そのほかのご一緒に来ている方々からどうぞ遠慮なく。

城倉啓：とある議員の秘書の方とロビイング活動でお話した時に、この答申を読み込んでくださった方ですけれども、この選挙運動期間と公費負担との関係でご意見をいただきました。1994 年のいわゆる政治改革の時に、金のかからない選挙をという大義があったと。この審議会で、北川委員もかつて仰っていましたけれども、やはり桁違いに、かかるお金は減ったというご証言がありました。今回のこの答申において、それが逆の方に、金のかかる選挙に戻るのではないかという疑念が、読んだ印象としてあると。ですから、先ほど来議論がある通りでございますね、期間が無いと、もし選挙運動・政治活動すべてに公費負担が入るとすれば、一体どれ位お金が、あるいは供託金がないとすれば、いわゆる候補者の乱立などといわれる現象が起こったとした場合、すべての候補者にお金をあてがうとしたら、より金のかかる、あるいは大政党に有利な、資金力のある陣営に有利なことになりはしないか。という意見をいただいたので、第二期はしっかり議論して、そのあたり詰めていきますというふうに回答しているところでございます。ですので、今までの議論の方向性で、例えば資力のない人にはどれ位なのかということや、上限の規制、そのあたりの議論をしていただいたり、政党のあたりを詰めていただけたらと思っておりますので、そのように聞いておりました。

片木淳：わかりました。では基本的にそのような方向で議論を詰めていきたいと思います。田中さんどうぞ。

田中久雄：今の話で、城倉さんの話と連動するかも知れませんけど、今回の答申の中で国政を比例中心というか、完全に比例にするか、あるいは比例中心の小選挙区を加味した制度になるのかわかりませんけど、都道府県もそうですよね。ですから、政党の役割というのが非常に大きくなるわけですよ。これまでの政治資金とか公費負担も、候補者中心に使用したものについて、公費で肩代わりするような、そういう制度設計ができている訳です。ですが、これから政党というものに対する規制というか、選挙費用の収支報告書などについて従来通りで良いのかどうかというのはかなり大きな問題だと思うんですよ。現行制度では、選挙運動にかかった費用の収支報告書というのは候補者個人が報告出すことになっているんですよね。選挙が終わってから何日かのうちに選管に出すという話なわけですが、政党は毎年の政治資金規正法の報告書は出しますけれども、選挙運動費用の報告書というのは出していないんですよね。ですから、比例になれば特に、個人よりは政党が正に前面に立って選挙運動をするということになれば、今までのような規制なり報告書の仕組みで良いのかどうかということはかなり大きな問題だと思うんですよ。イギリスの場合ですと、ここに先ほども見ましたように、1 年間ですね、

1 年前からこれは政党も出すんですよね。政治家も出すけれども、政党も出すんですよね。政治資金とは別に、選挙の報告書を 1 年後にかかった費用を出すということになっているんですよ。ですから、日本でも従来は政治資金規制法で前年のものを出せば良いと、その中で選挙運動にいくらかかったのか、その他の政治運動にどれ位かかったのかということは、別に区分けしないで出している訳ですけど。比例代表で政党が前面に立って選挙を戦うということになれば、候補者個人の選挙運動費用の制限も大事ですけれども、政党自体がいくらということをやはり上限を決めないと、大政党有利でいくらでも使えるという話になってしまって。或いは公費負担も、一体どういうものにいくら支払うのか、期間をいつにするのかということもミックスしながら政党自身に対する選挙運動の規制というものを、新たに日本の中でも提言することもご検討いただきたいと思います。

片木淳: ありがとうございました。それでは、次回以降の段取りにも関係するんですが、我が審議会の審議としましては、次回あたりはこの 120 ページの、先ほど只野先生から出していただいた、まぁ今のお話なんですけれども、「候補者の選挙運動に対する公費負担と選挙運動費用の制限」のあたりを前回の答申でもある程度は書いてあるんですが。これをもう少し今日の話の延長線上といいますか踏まえて、ここを今ご議論の点、特に選挙運動という概念を使うのか何を使うのか、政治活動をやるのか、イギリスの 1 年前どんな話をつかんで制限しているのか、あるいは公費負担しているのかという、その問題についてやりますか。この 120 ページは前回は小林さんが書いたんでしたか。そうですよね。独断的な提案ですが、田中委員はイギリスのことはかなり情報をお持ちですか。

田中久雄 : あまり知らないですけど、ただそういう制度があるということは調べて。

片木淳 : 誰かイギリス、ドイツでも良いんですけど、どこか知りながら参考にしながらここを書いていかなければいけないと思うんですが。まあまずは段取りとしてどうでしょうかね。次回どうしましょうか、そこからなんですがね。

田中久雄 : 私が生半可の知識でお話しているのは、国会図書館でいろいろ資料作っていますよね、レファレンスとか。あれにイギリスの政治資金の関係のことを書いた人がいるんですよね。そういうものを読んでやっているんで。書いた人を呼んで話を聞いてもいいし、そうでなければ、かいつまんで皆さんに概要を説明することはできますけどね。

片木淳 : この審議会の当初に一度来てもらって詳しくご説明頂いた経緯がありましたよね。あれは諸外国じゃなかったかも知れませんけど。

城倉啓 : 審議会が発足する前に、国会議員と一緒に交流勉強会をやりました。それで国会図書館の職員の方に来ていただいたことはあります。

片木淳 : それと同じ方式で、ここに引用しているこういう結果を読んだけれども、もう少し詳しい人、それから最新情報がわかる方を、次回は何日でしたかね。

城倉啓 : 5 月 31 日です。

片木淳 : そこに招聘するというのは、城倉さんの方で当たってもらうことはよろしいですかね。

城倉啓 : 田中委員からその方のお名前を伺えれば、私どもで国会議員の方を通して交渉します。その結果についてはＭＬで報告いたします。

片木淳 : はい、公費負担と選挙費用の上限も制限も、今言っている問題ですけど、について何か情報を教えて欲しいと。

三木由希子：政党助成と選挙資金と、政治資金というのが、日本は今別々のものとしてあるので、全部ごっちゃにしてそれぞれの仕組みを説明されると、おそらくまた混乱すると思うので。日本の今のお金の枠組みを想定して、各国はここの部分はここにありますというような話を聞かないと、基本的に政治資金規正法みたいな制度を探してもなかなか見つからないんですよね。アメリカだと基本的に選挙資金の問題というか、そっちの方の資料しか出てこなかったりとかあるので、政党助成もそれぞれの国で色々違うので、一緒には日本の仕組みと議論しにくかったりとか。そこは少し整理をしながらお話をお聞きした方が良いのではないかと思うので。もし、調整を事前にされる場合は、そのあたりを国会図書館の方とお話していただいて、実際どの程度できるのかという問題はあると思うんですけど。とにかく色々なお金の器が、それぞれの国が違う状態でそれぞれの国の仕組みを聞いてもですね、こちら側もちゃんと整理をしながら聞かないといけないとは思うんですけど、ちょっとそういう制度の仕組みの違いからくる、同じものを想定していないそれぞれの仕組みみたいなところを、こちら側も念頭に置いておく必要があるんじゃないかと思います。

小林幸治：今の三木さんの延長で、城倉さんと相談させていただいて、議員を通せば国会図書館に調査依頼できるので、調査依頼したら良いと思います。20 日間ぐらいで資料が出てきて、話を聞いた方が良ければ来ていただくという感じで良いのではないかという気がしますので、あとでちょっと相談させてください。

城倉啓：ありがとうございました。それでは後でご相談よろしくお願いいたします。

小林幸治：イギリスの事例って、僕も色々と資料を漁って整理したので。これについては、第 1 部門と第 3 部門の合同会議で 1 回やったと思うんですけど。大山先生から表向きにはイギリスも面白いことやっているようだけど、ちょっと言葉は違いますけど、大したことないわよっていうような感じもあったんで、その辺は大山さんのご意見ももし伺えるのであれば、参加は難しいのかも知れないですけど。

片木淳：それは何ですか、この審議会の場で聞いたら良いということですか。それとも依頼する前にご意見を聞くということですか。

小林幸治：イギリスについて前に発言があったので、大山さんが思うイギリスの制度の課題と言いますか、そういうものを少し整理していただいてみたいなことですね。

片木淳：はい、わかりました。それでは、そんな所で大雑把ですが大体そういう方向で恐縮でございますが、城倉さんの方でどの程度可能かですね。図書館の方は大体日本の選挙制度・政治制度を変えようという議論がある時にどんな情報があるんだと言われて調べている訳だから、百も承知ですよ、どういう問題点があるか、百もじゃないかも知れないですけどある程度、だからそこに信頼して説明して欲しいということで良いとは思いますけど。皆さんがおっしゃったような、我々の問題意識を伝達していただいて、できれば広めに情報を頂きたいということで、折衝していただければと思いますが。よろしゅうございますか。

城倉啓：伝達する内容の確認ですけれども、議員を通じて調査を依頼すると。その時には公費負担・政党助成・政治資金の日本の現状の 3 本立てはあるけれども、そことの異なる部分と同じ部分と各国の状況とよくわかるような形で整理してもらえると助かるというようなことを言いながら、あと大山礼子委員にはこちらから聞いてみますね。資料として出してくださるのか、5 月 31 日に参加ができるのか、スカイプ参加なのか、そのあたりも絡めて。こちらで、国会図書館の資料が出たら皆さんにもお流ししますの

で、大山礼子委員にもご意見を聞けると思います。なるべく事前に動いて、次回実りある議論にしたいと思います。
片木淳：はい、ありがとうございました。そのほか何かご意見等ございましたら、岡﨑さんよろしゅうございますか。
岡﨑晴輝：選挙運動の規制の撤廃をすると、非常にお金がかかるんじゃないかという危惧は私も思っていまして、次回はかなり慎重に議論した方が良いのかなというコメントです。
片木淳：はい、わかりました。ありがとうございました。他に何か事務的なお話とか何か、今日はこれで終わりたいと思うんですが。
城倉啓：はい、ありがとうございます。事務的なお知らせですけれども、協力団体に名前を連ねていただきましたイベントが、4 月 20 日に終わりまして、これは大変盛況でございました。新しいチラシの方の集会の題名は「選挙が変われば暮らしが変わる」という形になりましたけれども。ニュージーランド、ノルウェー、韓国の大使館の職員が通訳を引き連れて、それぞれの比例代表制やクオータ制についてお話していただきました。120 名から 150 名ぐらいで実態わからないですけれど、東京ボランティアセンターという 2 月 4 日に集まったあの場所で定員 80 名ですが立ち見もあって、用意した資料 150 部がすべてなくなりましたので、盛況でした。ありがとうございましたというご報告でございます。それと、次回は先ほど申し上げた通りでございます。5 月 31 日の 10：00 から 12：00 でございますので、よろしく皆さんご予定に入れてくだされば と思います。事務局からは以上です。
片木淳：はい、ありがとうました。それでは、これで閉じたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。はい、熱心なご議論ありがとうございました。これで終わりたいと思います。